

兵庫県公報

平成28年2月19日 金曜日 第2774号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成27年度自衛官候補生の追加募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○平成28年度以後の監査事項の指定（私学教育課）	2
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	3
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	4
○同上（同）	4
○同上（同）	5
○港湾法第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分（港湾課）	5
○平成13年兵庫県告示第1215号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿兵庫県閲覧所の設置）及び平成13年兵庫県告示第1216号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿兵庫県閲覧所閲覧規程）の廃止（住宅政策課）	5
○河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（西播磨県民局）	6
○同上（同）	6
公 告	
○県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
○大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	9
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
○入札公告（管理課）	10

告 示

兵庫県告示第157号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成27年度自衛官候補生の追加募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成28年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子	平成28年2月20日（土）から同年3月14日（月）のうち、指定された日	平成28年2月15日（月）から同年3月11日（金）	陸上自衛隊千僧駐屯地の他、複数の防衛省・自衛隊施設を予定（受付時に告知）	試験時に告知	採用予定通知書により告知

2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号

自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4F)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3F)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2F)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2F)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449

兵 庫 県 告 示 第 158 号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定により、兵庫県知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用する。

兵庫県知事を所轄庁とする学校法人が知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件（昭和53年兵庫県告示第2235号）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

兵 庫 県 告 示 第 159 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成28年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市氷上町賀茂字下大林2328・2338（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第160号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
 - 平成28年2月1日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - 商 号 又 は 名 称 株式会社 寺下建設
 - 主たる営業所の所在地 高砂市北浜町牛谷32—12
 - 代 表 者 の 氏 名 寺 下 正 子
 - 許 可 番 号 兵庫県知事許可（特－23, 24）第405261号
- 3 処分の内容
 - 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
 - 建設業にかかる営業の全部
 - (2) 期間
 - 平成28年2月20日から同月22日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実
 - 株式会社寺下建設の役員は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により、加古川簡易裁判所において罰金40万円の略式命令を受け、平成26年11月22日にその刑が確定した。
 - このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。



兵庫県告示第161号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
 - 公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
 - 平成27年12月7日から平成28年1月31日まで
- 3 作業地域
 - 西宮市上之町及び大森町



兵庫県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月19日か

ら供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年2月19日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福良江井岩屋線	淡路市室津字上り口2268番4から 同 市室津字濱2328番1まで	旧	7.0から 21.0まで	229.0	
		新	10.0から 19.0まで	229.0	



兵庫県告示163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月19日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩瀬宝塚線	宝塚市切畑字南宝山裏1番20から 同 市切畑字南宝山裏1番241まで	旧	3.0から 12.0まで	681.0	
		新	3.0から 12.0まで 5.0から 16.0まで	681.0 671.0	



兵庫県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月19日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浅野山東線	朝来市和田山町三波字夏谷3007番19から 同 市和田山町三波字夏谷3007番25まで	旧	7.0から 10.0まで	26.0	
		新	7.0から 21.0まで	26.0	



兵庫県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月19日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福良江井岩屋線	淡路市浅野南字杭ヶ脇202番2から	旧	6.0から 14.0まで	335.0	
	同 市浅野南字水越289番6まで	新	8.0から 26.0まで	332.0	
県道 佐野仁井岩屋線	淡路市興隆寺字道久897番から	旧	3.0から 26.0まで	123.0	
	同 市興隆寺字道久899番4まで	新	4.0から 34.0まで	122.0	



兵庫県告示第166号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年2月19日

赤穂港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 行うべき措置の内容

地方港湾赤穂港に係る放置等の行為を禁止する区域（平成27年兵庫県告示第1054号により指定した区域）内にある別表に掲げる船舶及び係留施設等の除却

2 港湾管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成28年3月13日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	271-11139	汽船（船名 永楽丸）
2	260-16016	汽船（船名 不明）

別表2 係留施設等工作物

整理番号	所在場所	名称	種 類
1	赤穂市加里屋字磯1125番地先	工作物	防舷材4個、ロープ3本、鉄梯子2個
2	赤穂市加里屋字江戸1119番地先	工作物	ロープ2本



兵庫県告示第167号

平成13年兵庫県告示第1215号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿兵庫県閲覧所の設置）及び平成13年兵庫県告示第1216号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿兵庫県閲覧所閲覧規程）は、廃止する。

平成28年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第168号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年 2月19日

河川管理者

西播磨県民局長 片 山 安 孝

1 行うべき措置の内容

二級河川大津川水系塩屋川の河川区域内にある別表1、2に掲げる船舶及び係留施設等の除却

2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成28年3月13日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明していない船舶

整理番号	所在場所	船名	種類	長さ(m)	幅(m)	内色	外色	係留施設
1	赤穂市新田364番1地先 (水面上)	無	モーターボート	3.50	1.50	青	白	有

別表2 係留施設等

整理番号	所在場所	構造等
1	赤穂市新田364番1地先（水面上）	ロープ2本



兵庫県告示第169号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年 2月19日

河川管理者

西播磨県民局長 片 山 安 孝

1 行うべき措置の内容

二級河川大津川水系大津川の河川区域内にある別表1、2に掲げる船舶及び係留施設等の除却

2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成28年3月13日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明していない船舶

整理番号	所在場所	船名	種類	長さ(m)	幅(m)	内色	外色	係留施設
1	赤穂市折方1501番3地先 (水面上)	無	モーターボート	4.50	1.20	青	白	有

別表 2 係留施設等

整理番号	所在場所	構造等
1	赤穂市折方1501番3地先（水面上及び護岸上）	角鉄杭1本、ブイ1個、ロープ8本

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所 在 地	面積（㎡）	地 目
19	明石市魚住町西岡字池ノ内842番4	811.88	宅地
20	姫路市東夢前台二丁目50番	1,162.33	宅地
21	豊岡市高屋字神田182番2ほか	2,061.53	宅地

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間
平成28年2月19日（金）から同年3月4日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号19
ア 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成28年3月9日（水）午前10時30分から
- (2) 物件番号20
ア 場所
姫路市北条1-98
姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成28年3月11日（金）午後2時から
- (3) 物件番号21
ア 場所
豊岡市幸町7-11
豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成28年3月10日（木）午後2時から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551
- ~~~~~

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ジョーシン太子店
所在地 揖保郡太子町鶴字秋貞414ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 上新電機株式会社
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
代表者の氏名 中嶋克彦
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 上新電機株式会社
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
代表者の氏名 中嶋克彦
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年9月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,542平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
110台
 - (2) 駐輪場の収容台数
62台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
15立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
上新電機株式会社	午前9時	午後9時30分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成28年1月29日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1

課

(2) 縦覧期間

平成28年 2月19日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 6月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市大塚二丁目308番 1、315番の一部、316番 1の一部、316番 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市大塚二丁目 2番39号
五百蔵 民 子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 1月26日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1-20-2号（27三木）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年 2月19日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
兵庫県社会基盤施設総合管理システム一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
平成29年 4月 1日（土）から平成34年 3月31日（木）まで（5年間）
- (4) 納入場所
受注者が準備するデータセンター（仕様書に記載のとおり）
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の 8に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による

資格制限を受けていない者であること。

- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 山内

電話 (078) 341-7711 内線4947 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成28年2月19日（金）から同年3月4日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成28年3月29日（火）午前11時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成28年3月28日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成28年2月19日（金）午前9時から同年3月4日（金）午後4時まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、3月4日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

平成28年3月22日（火）午後5時から同月29日（火）午前11時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成28年2月19日（金）から同年3月14日（月）まで（持参の場合は、県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成28年2月19日（金）から同年3月4日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、3月4日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

(7) 事前協議申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成28年3月22日（火）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年3月25日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成28年4月14日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Hyogo Integrated management system of social infrastructure facilities 1 set (leasing contract)
- (3) Lease period: April 1, 2017—March 31, 2022
- (4) Lease place:
The data center that a person of order prepares for
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 March 4, 2016
- (6) Deadline for tender:
11:00 March 29, 2016 by direct delivery, electronic bidding system;
17:00 March 28, 2016 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms. Yamauchi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078) 341-7711 extension 4947